

Q&A ～女性従事者の労働環境整備に対する助成～

1. 助成対象範囲について

Q. 札幌市の建設局以外(都市局や水道局等)が発注したものでも助成の対象になりますか？

A. 対象になります。令和2年度の制度改正により、発注部局を札幌市の全部局に拡大しています。

Q. 一部の札幌市発注工事の中で“快適トイレの設置”と、この助成制度はどのように使い分けを考えれば良いのでしょうか？

A. 発注工事のなかで快適トイレ試行工事の対象工事で費用が支払われる場合は、この助成制度の対象外としています。

Q. 女性用トイレや女性用更衣室を確保するために、現場事務所を“改修”する場合も助成の対象になりますか？

A. 対象になります。申請時に提出する見積書では、どの部分が女性用トイレまたは女性用更衣室の改修にかかる費用か、分かるようにしてください。

Q. 工事現場ではなく、事務所等に常設する女性用トイレは助成対象になりますか？

A. 対象になりません。事務所等に常設するものではなく、あくまでも工事現場に設置するものを対象としています。

Q. 工事現場にスペースがなく、トイレを男女共用で使っている場合でも、助成の対象になりますか？

A. 助成対象になりません。あくまでも女性専用のトイレを助成対象としています。

Q. 札幌市の工事を受注したのが「特定共同企業体」でも助成の対象になりますか？

A. 対象になります。申請様式では、「特定共同企業体」の代表者が申請者として手続きを行ってください。

Q. 助成される上限金額の 50 万円は税込、税抜のどちらでしょうか？

A. 助成対象額は消費税等相当額を含みません。令和6年の改正より、消費税等相当額を助成対象額外としています。

2. 助成交付申請時の提出資料について

Q. 「女性従事者の配置期間がわかる書類」とはどのようなものを指すのですか？

A. 対象となる女性従事者が、現場稼働日のうち 10% 以上の日数に従事していることがわかるものを指しており、例えば、女性従事者が現場に常駐する場合(女性技術者等)であれば、作業員名簿。常駐しない場合(交通誘導員等)であれば、配置計画書に配置期間を記載したものなどです。

Q. 「設置物等の仕様書」とはどのようなものを指すのですか？

A. 女性用トイレまたは女性用更衣室のカタログ(仕様が記載されているページ)などです。

3. 結果報告時の提出資料について

Q. 「設置等に要した経費の確認が可能な書類」は請求書だけで良いのでしょうか？

A. 請求書だけでなく、支払いの確認が取れる領収書等が必要です。

Q. 「設置等に要した経費の確認が可能な書類」を提出するとき、他の資機材や他の工事現場と合算になっている領収書や通帳等の写しでも良いのでしょうか？

A. 合算となったものでも提出可能です。その場合、設置等に要した金額が、領収書や通帳等に記載された金額の内数であることが分かるようにしてください。(内数であることがわかれば、全ての内訳書を提出する必要はありません)